

北海道告示第10955号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年7月27日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>「新北海道スタイル」構築促進事業 国の提唱する「新しい生活様式」を本道において広く普及させる取組である「新北海道スタイル」に関し、商工会又は商工会議所により道内の事業者へ広く周知するほか、巡回訪問を通じその普及を加速させ、他の事業者に対し参考となる事例の収集や各事業者における課題の分析や解決策の検討といった取組に対し予算の範囲内で補助することにより、新型コロナウイルス感染症に強い経済社会の構築を促進することを目的とする。</p>	<p>商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所のうち所在地が北海道内にあるもの。</p>	<p>「新北海道スタイル」の普及促進のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限及び提出先 別に指示する日 経済部経済企画局経済企画課</p>		